

## 広島県告示第千百七十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する第四十二条第一項の規定に基づき、広島県漁業調整規則（令和二年広島県規則第六十七号）第四条第一項第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、広島県漁業調整規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び当該漁業の許可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和二年十二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 広島県漁業調整規則第十一条第一項第一号から五号までの事項

漁業種類	許可すべき漁業者の数	操業区域	漁業時期
やなを使用するうなぎ稚魚漁業	一	黒瀬川河口域において申請のあつた区域の範囲内で、うなぎ稚魚の来遊量等を勘案して定める区域	令和三年二月一日から四月三〇日まで
火光を利用してうなぎ稚魚を使用するうなぎ稚魚漁業	一	芦田川河口域において申請のあつた区域の範囲内で、うなぎ稚魚の来遊量等を勘案して定める区域	令和三年二月一日から四月三〇日まで

### 二 広島県漁業調整規則第十一条第一項第六号の事項

漁業種類	漁業を営む者の資格
火光を利用してうなぎ稚魚を使用するうなぎ稚魚漁業	広島県内に住所及びうなぎ養殖業の根拠地を有する者であつて、当該養殖施設においてにほんうなぎの池入量の割当を受けて自らうなぎ養殖業を営む者

### 三 許可を申請すべき期間

令和二年十二月七日から令和三年一月六日まで

### 四 その他

- この告示に係る許可の有効期間は、令和三年二月一日から令和三年四月三十日までとする。
- この告示に係る許可には、次のとおり条件を付けるものとする。

漁業種類	漁業を営む者の資格
やなを使用するうなぎ稚魚漁業	一 漁獲物は、自己の営むうなぎ養殖業に係る養殖用種苗又は内水面漁業権の増殖義務を履行するための増殖用種苗とする以外に供してはならない。
やなを使用するうなぎ稚魚漁業	二 六・四キログラムを超えて採捕してはならない。
やなは、一経営体につき同時に二統を超えて設置してはならない。	三
許可証に記載された漁業従事者以外の者を、当該漁業に從事する。	四

五

漁業	火光を利用しやすい網を使用するうなぎ稚魚	一 漁獲物は、内水面漁業権の増殖義務を履行するための増殖用種苗とする以外に供してはならない。 二 (別記) キログラムを超えて採捕してはならない。 三 許可証と一緒に保管された漁業従事者の届出書に記載されている者以外の者を、当該漁業に従事させてはならない。
----	----------------------	--

別記

内水面漁場管理委員会指示による増殖指示量を一尾当たり二十グラムとして尾数に換算し、この尾数にうなぎ稚魚の重量（一尾当たり〇・二グラム）を乗じた数量に中間育成中の歩留まりを勘案して、申請の範囲内で必要と認める数量とする。

事させてはならない。